

高知大学歯科医師臨床研修プログラム（管理型）

1. 臨床研修プログラムの名称：高知大学歯科医師臨床研修プログラム（管理型）
2. 研修管理委員会の名称：高知大学医学部附属病院歯科医師卒後臨床研修管理委員会
3. 参加施設の概要

・管理型臨床研修施設

施設名：高知大学医学部附属病院

所在地：〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮 185-1

病院長：花崎 和弘

医療人育成支援センター長：瀬尾 宏美

医療人育成支援センター初期臨床研修部門長：寺田 典生

研修プログラム責任者：山本 哲也（歯科口腔外科）

事務部門担当者：野瀬 庸子

・協力型（Ⅰ）臨床研修施設（11 施設）

| 施設名・所在地 | 臨床研修 施設長 | 事務部門 の責任者 |
|--|-------------|--------------|
| 医療法人社団ティースアートーク歯科矯正歯科クリニック 〒780-0981 高知市一ツ橋町1丁目145番地3 | 北村 清太 | 北村 清太 |
| あさぎ歯科医院 〒781-8104 高知市高須2-3-50 | 浅埜 尚人 | 浅埜 尚人 |
| 医療法人口誠会 大野歯科 〒780-0935 高知市旭町3丁目67番地1 | 大野 彰彦 | 大野 牧子 |
| 織田歯科医院 〒780-0861 高知市升形4番14号 | 織田 展輔 | 織田 展輔 |
| 医療法人孝訓会 さんさんクリニック 〒780-0862 高知市鷹匠町1丁目1-8 | 中野 孝三郎 | 中野 孝三郎 |
| 医療法人嶋本会 嶋本歯科医院 〒780-0821 高知市桜井町2丁目5-13 | 嶋本 ちひろ | 嶋本 ちひろ |
| 医療法人翔和会 田岡歯科・矯正歯科クリニック 〒780-8052 高知市鴨部1丁目10-33 | 田岡 雄 | 田岡 雄 |
| 松木歯科医院 〒780-0051 高知市愛宕町4丁目13-4 | 松木 宏真 | 松木 宏真 |
| 医療法人泰和会 森本歯科診療所 〒783-0004 南国市大桶甲1218番地 | 前田 好正 | 上田 泰子 |
| かにたに歯科 〒783-0004 南国市大桶甲765番地1 | 蟹谷 英生 | 蟹谷 容子 |
| 医療法人嶋本会 嶋本歯科クリニック 〒780-0821 高知市桜井町2丁目6番38号 | 嶋本 浩道 | 嶋本 浩道 |

4. 研修歯科医の募集方法

大学のホームページで公募する。

採用者の選考は、歯科医師臨床研修マッチングにより行う

5. 研修歯科医の処遇

高知大学医学部附属病院

(a) 常勤・非常勤の別 : 非常勤

(b) 研修時間等

①研修は、週 5 日 38.75 時間制とする

②研修時間 : 8 時 30 分～17 時 15 分 (シフト制勤務有り)

③時間外勤務あり

④研修中のアルバイトは認めない

⑤当直 : 月 5 回程度

⑥年次有給休暇 : 1 年次 10 日, 2 年次 11 日

⑦リフレッシュ休暇 : 年 3 日

⑧その他休暇 : 各種特別休暇

(c) 給与・手当

1 年次, 2 年次とも

①基本給 : 日給 9,080 円 (月額約 185,000 円)

②臨床研修手当 : 一年次 月 120,000 円

二年次 月 140,000 円

③超過勤務手当 : あり

④当直手当 : あり

⑤その他手当 : 診療特別手当

(d) 宿舎 : レジデントハウス (単身用)、職員宿舎

(e) 研修歯科医用のための施設内の室 : あり

(f) 社会保険・労働保険

①公的医療保険 : 文部科学省共済組合

②公的年金保険 : 厚生年金保険

③労働者災害補償保険法の適用 : あり

④雇用保険 : あり

(g) 健康診断 : 年 1 回

(h) 歯科医師賠償責任保険 : 病院において加入する。個人についてはオリエンテーションの説明会において加入を勧めている。

(i) 外部の研修活動

学会, 研究会等への参加 : 可

学会, 研究会等への参加費用支給 : あり

6. 問合せ先

〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮

高知大学医学部・病院事務部総務企画課地域医療支援室臨床研修係 野瀬庸子

TEL : 088-880-2208

FAX : 088-880-2192

Mail : is05@kochi-u.ac.jp

7. 歯科医師臨床研修プログラム

管理型プログラム

プログラムの特色：歯科医師としての基礎的な知識、技術を習得し、全人的対応のできる能力、態度を養うとともに、病院における診療の諸機能を学び、全身的疾患に対する理解を深めることができる。

臨床研修の目標：歯科医師として身につけるべき基本的価値観及び基本的診療能力を修得するとともに、チーム医療・多職種連携、さらには、各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療への対応ができる能力を身につける。一般歯科診療に即し、口腔外科から保存、補綴、小児歯科、矯正などに至る歯科全般を統合した診療知識と技術を習得する。

研修歯科医定員：2名

研修期間：1年間

研修スケジュール：高知大学で4カ月研修後、協力型（I）臨床研修施設の2施設で4カ月ずつ研修する。

研修期間割り：

| | 4月～7月 | 8月～11月 | 12月～3月 |
|--------|-------|--------------|--------------|
| 研修歯科医A | 高知大学 | 協力型（I）臨床研修施設 | 協力型（I）臨床研修施設 |
| 研修歯科医B | 高知大学 | 協力型（I）臨床研修施設 | 協力型（I）臨床研修施設 |

※ 協力型（I）臨床研修施設は各施設間で調整する。

協力型（I）臨床研修施設

- ① 医療法人 口誠会 大野歯科
- ② 医療法人 泰和会 森本歯科診療所
- ③ 医療法人 孝訓会 さんさんクリニック
- ④ 医療法人 嶋本会 嶋本歯科医院
- ⑤ 医療法人 翔和会 田岡歯科・矯正歯科クリニック
- ⑥ あさぎ歯科医院
- ⑦ 松木歯科医院
- ⑧ 医療法人 社団 ティースアートアーク 歯科矯正歯科クリニック
- ⑨ 織田歯科医院
- ⑩ かにたに歯科
- ⑪ 医療法人 嶋本会 嶋本歯科クリニック

臨床研修を行う分野：高知大学（歯科口腔外科・一般歯科診療）

協力型（I）臨床研修施設（一般歯科診療）

研修歯科医の評価に関する事項：研修歯科医の臨床研修に関する修了判定については、研修期間、

研修態度、研修技能、目標症例数、指導歯科医・医療スタッフの評価、を基に行い、すべての項目において「修了判定の評価基準」に記載している症例数を経験していること及び1～5の5段階評価ですべて「3」以上の評価を受けていることを修了判定の基準とする。

プログラム内容：基本コース（別紙 参照）

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

【一般目標】

歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）を習得する

【行動目標】

- ① 社会的使命と公衆衛生への寄与：社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。
- ② 利他的な態度：患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。
- ③ 人間性の尊重：患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。
- ④ 自らを高める姿勢：自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

【一般目標】

歯科医師としての資質・能力を習得する

【行動目標】

- ① 医学・医療における倫理性：診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。
- ② 歯科医療の質と安全の管理：患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。
- ③ 医学知識と問題対応能力：最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。
- ④ 診療技能と患者ケア：臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。
- ⑤ コミュニケーション能力：患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。
- ⑥ チーム医療の実践：医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。
- ⑦ 社会における歯科医療の実践：医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。
- ⑧ 科学的探究：医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。
- ⑨ 生涯にわたって共に学ぶ姿勢：医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力

【一般目標】

歯科医師としての基本的診療能力・臨床技能を習得するとともに、患者管理及び患者の状態に応じた歯科医療を提供する。

【行動目標】

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - a. 歯の硬組織疾患
 - b. 歯髄疾患
 - c. 歯周病
 - d. 口腔外科疾患
 - e. 歯質と歯の欠損
 - f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

④ 障害を有する患者への対応を実践する。

2. 歯科医療に関する連携と制度の理解

【一般目標】

歯科医療に関連する連携と制度を理解する。

【行動目標】

(1) 歯科専門職の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

基本コース

A. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

【一般目標】

歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)を習得する

| 【行動目標】 | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
|--------|--|--------|---|--|--------------------------------|
| ① | 社会的使命と公衆衛生への寄与:社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。 | 10症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計10例以上経験していることが必要。 |
| ② | 利他的な態度:患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。 | | | | |
| ③ | 人間性の尊重:患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。 | | | | |
| ④ | 自らを高める姿勢:自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。 | | | | |

B. 資質・能力

【一般目標】

歯科医師としての資質・能力を習得する。

| 【行動目標】 | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
|--------|---|--------|---|--|--------------------------------|
| ① | 医学・医療における倫理性:診察、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。 | 10症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計10例以上経験していることが必要。 |
| ② | 歯科医療の質と安全の管理:患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。 | | | | |
| ③ | 医学知識と問題対応能力:最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。 | | | | |
| ④ | 診療技能と患者ケア:臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。 | | | | |
| ⑤ | コミュニケーション能力:患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係を築く。 | | | | |
| ⑥ | チーム医療の実践:医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。 | | | | |
| ⑦ | 社会における歯科医療の実践:医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。 | | | | |
| ⑧ | 科学的探究:医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。 | | | | |
| ⑨ | 生涯にわたって共に学ぶ姿勢:医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。 | | | | |

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力

【一般目標】

歯科医師としての基本的診療能力・臨床技能を習得するとともに、患者管理及び患者の状態に応じた歯科医療を提供する。

| 【行動目標】 (1) 基本的診療・検査・診断・診療計画 | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
|--|--|--------|---|--|--|
| ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。 | 1) 当科内で行われる研修セミナーへの参加 2) 見学実習 3) 外来や病棟で診察(歯周検査、う蝕検査、歯髄検査、エックス線検査、MRI検査、CT検査、核医学検査、胸部単純エックス線写真の読影、血液検査、止血機能検査、循環機能検査、呼吸機能検査など) 4) 指導歯科医との検討 5) 症例発表 | 10症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計10例以上経験していることが必要。 |
| ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。 | | | | | |
| ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。 | | | | | |
| ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。 | | | | | |
| ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。 | | | | | |
| ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。 | | | | | |
| 【行動目標】 (2) 基本的臨床研修技能等 | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
| ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。 | 1) う蝕予防と管理(リスク判定、フッ素塗布、予防填塞、食生活指導) 2) 歯周病予防と管理(リスク判定、プラークコントロール、予防的スクレーピング、メンテナンス) | 20症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、指導歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 例①: 問診→う蝕除去→支台歯形成→印象採得→装着 例②: 歯周病検査→スクレーピング・ルートプレーニング→経過 | 目標達成の基準として、合計20例以上経験していることが必要。ただし①から⑥までの行動目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 |
| 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 | | | | | |
| a. 歯の硬組織疾患 | 1) う蝕病巣の除去と修復処置 2) 窩洞形成、支台歯形成 3) 印象採得、咬合採得 4) 補綴物の装着など | | | | |
| b. 歯髄疾患 | 1) 知覚過敏処置 2) 歯髄処置(覆髄法、断髄法、抜髄法) 3) 感染根管処置 4) 支台築造 など | | | | |
| c. 歯周病 | 1) 歯周基本治療 2) 歯周外科処置 3) 固定 4) 歯周病のメンテナンス治療 | | | | |
| d. 口腔外科疾患 | 1) 単純拔牙 2) 智歯拔牙 | | | | |
| e. 歯質と歯の欠損 | 1) 歯冠補綴治療 2) 部分床義歯治療 3) 全部床義歯治療 | | | | |
| f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下 | 1) 歯の形態・数、口唇・歯槽の形態異常、口腔悪習癖の評価 2) 構音・咀嚼機能の評価 | | | | |
| ③ 基本的な応急処置を実践する。 | 1) 局所麻酔 2) 知覚過敏処置 3) 歯髄処置(覆髄法) 4) 排膿処置 5) 内服、注射処方箋の作成など | | | | |
| ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。 | 1) 大学および当科内で行われる研修セミナーへの参加 2) 意識の確認、脈拍の触診、血圧計や酸素飽和度測定機器の使用法の習得 | | | | |
| ⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。 | 診療録、処方箋、歯科技工指示書、医療情報提供書、診断書、保険レセプトなどを適切に作成 | | | | |
| ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。 | 新採用研修医へのオリエンテーションでの関連講義への参加、病院で開催される医療安全研修会への参加、文献検索 | | | | |

| 【行動目標】 (3)患者管理 | | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
|-------------------------------|--|--|--------|---|--|--|
| ① | 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。 | 1) 当科内で行われる研修セミナーへの参加 2) 見学実習 3) 外来や病棟で診察 4) 指導歯科医との検討 5) 症例発表 | 10症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計10例以上経験していることが必要。ただし①から⑤までの行動目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 |
| ② | 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。 | | | | | |
| ③ | 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。 | | | | | |
| ④ | 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。 | | | | | |
| ⑤ | 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。 | | | | | |
| 【行動目標】 (4)患者の状態に応じた歯科医療の提供 | | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
| ① | 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。 | 1) 当科内で行われる研修セミナーへの参加 2) 見学実習 3) 外来や病棟で診察 4) 指導歯科医との検討 5) 症例発表 | 5症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計5例以上経験していることが必要。ただし①から③までの行動目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 |
| ② | 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。 | | | | | |
| ③ | 障害を有する患者への対応を実践する。 | | | | | |

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解

【一般目標】

歯科医療に関する連携と制度を理解する。

| 【行動目標】 (1)歯科専門職の連携 | | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
|-------------------------------|---|--|--------|---|--|---|
| ① | 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。 | 1) 当科内で行われる研修セミナーへの参加 2) 見学実習 3) 外来や病棟で診察 4) 指導歯科医との検討 5) 症例発表 | 5症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計5例以上経験していることが必要。ただし①から③までの行動目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 |
| ② | 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。 | | | | | |
| ③ | 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。 | | | | | |
| 【行動目標】 (2)多職種連携、地域医療 | | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
| ① | 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。 | 1) 専門医やかかりつけ医へのコンサルテーション 2) 他科、他施設への患者の医療情報提供 3) 医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士、放射線技師などのチーム医療 4) 小児、高齢者、リスク患者、要介護者などの治療における保護者、介護者、付添いの家族、看護婦などとのチーム医療 5) 他科との共診治療(全身疾患を有する患者) 6) 訪問診療 | 5症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計5例以上経験していることが必要。ただし①から③までの行動目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 |
| ② | 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。 | | | | | |
| ③ | がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。 | | | | | |
| ④ | 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。 | | | | | |
| ⑤ | 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種との役割を理解し、連携する。 | | | | | |
| 【行動目標】 (3)地域保健 | | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
| ① | 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。 | 文献・インターネット検索、口頭試問 | | 各研修歯科医を担当する指導歯科医による口頭試問を行う。 | | 口頭試問は指導歯科医が評価(5段階)を行い、目標達成の基準として、①および②の行動目標ごとに評価が3以上を1例以上取得することが必要。 |
| ② | 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。 | 文献・インターネット検索、口頭試問 | | | | |
| 【行動目標】 (4)歯科医療提供に関連する制度の理解 | | 研修内容 | 必要な症例数 | 研修歯科医の指導体制 | 症例数の数え方 | 修了判定の評価基準 |
| ① | 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。 | 文献・インターネット検索、口頭試問 | 5症例 | 指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。 上級歯科医・指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導の下、治療を行う。また、指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。 | 診察や検査の流れを連続して経験した場合を1症例として数える(すべての流れを経験することが望ましい)。 | 目標達成の基準として、合計5例以上経験していることが必要。ただし①から③までの行動目標ごとに最低1例以上を経験していることが必要。 |
| ② | 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。 | 1) 保険診療の体系や原則を当科内で行われる研修セミナーで学習 2) 保険診療の規定に沿った治療を行い、診療記録に記載 3) 歯科診療保険請求のチェック | | | | |
| ③ | 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。 | 文献・インターネット検索、口頭試問 | | | | |